

枚方市監査委員告示第 7 号

地方自治法（昭和 22 年法律第 67 号）第 199 条第 1 項及び第 2 項の規定に基づき定期監査を実施したので、同条第 9 項の規定により監査の結果に関する報告を次のとおり公表する。

令和 6 年（2024 年）7 月 2 日

枚方市監査委員	上 森 太一郎
同	分 林 義 一
同	番 匠 映 仁
同	一 原 明 美

本監査は、枚方市監査基準に準拠して行った。

## 1. 監査の対象

### (1) 対象部課

市長公室	秘書課
	広報プロモーション課
	広聴相談課
	人権政策課
	市民活動課

### (2) 対象事務

令和5年度（2023年度）における財務に関する事務の執行及び事務の管理状況

## 2. 監査の期間

令和6年（2024年）4月1日（月）～令和6年（2024年）7月1日（月）まで

## 3. 監査の結果

関係者から事情聴取し、また、提出された資料及び関係書類を監査した結果、事務処理状況等はおおむね適正に処理されているものと認められたが、一部に改善、検討を要する事項が見受けられた。

以下、留意点、意見を述べる。

### 【意見・要望事項】

[広報プロモーション課]

○広報ひらかたの発行に関する事務について

広報プロモーション課では、広く市民に市政情報等を発信するため毎月広報ひらかたを発行しており、市民の大切な情報源となっている。そうした中で、記事の誤植が毎年一定程度発生しており、その訂正に多大な労力を費やし、内容によっては多方面に大きな影響を及ぼすなど、結果として市政への信頼を損ねる事態も考えられる。広報紙の与える影響を十分認識し、確実な校正作業により、正確な情報が市民に届くよう、体制の構築に取り組むことを要望する。

また、取材用の資機材のうち、所在不明のものがあつた。

今後は、定期的に備品台帳と現物の照合を行うなど、適正な備品管理に努めるよう要望する。

## ○枚方市テーマソングCDの販売事務について

広報プロモーション課では、シティプロモーションの一環として、市民のまちへの愛着を深めるツールである枚方市テーマソングCDの販売を行っている。著作権者側でCDが作成され、その販売を市が行っているが、売上金に係る管理や送金事務など、市の業務として法に基づく位置付けが曖昧な状態にあると言わざるを得ない。

今後、早急に当該業務の位置付けを明確にするとともに、取り扱っている売上金についても、枚方市公金外金銭の適正管理に関する指針にのっとった適正な管理を行うよう要望する。

## [広聴相談課]

### ○広聴活動に関する事務について

広聴相談課では、市民の意見や要望等を聴取し、行政運営に反映させるために、市長への提言、パブリックコメント、インターネットアンケート、市政モニターアンケート及びスマホアンケートを実施している。

インターネットやLINEの活用により、これまで以上に市民の意見を聴く機会や意見を言える機会が増えている。しかしながら、令和5年度枚方市市民意識調査報告書における「行政に対し意見を言う場が確保されていると感じている市民の割合」では、「どちらともいえない・わからない」は5割を超えており、また、アンケート等の回答年齢層においても、若年層の回答率が全体的に低い状況となっている。

今後は、広聴活動の一層の周知啓発を図り、幅広い年齢層からの意見聴取など、より効果的なモニター制度となるよう要望する。

## [人権政策課]

### ○男女共同参画施策に係る事務について

人権政策課では、男女共同参画施策の企画、調整に関する事務を所管し、男女共同参画の拠点施設である「男女共生フロア・ウィル」において、男女共同参画社会づくりに向けた啓発及び相談、市民学習その他活動支援等を実施している。

同施設内の活動ルームを使用するためには、団体登録をする必要があり、現在12の団体が活動しているが、団体の活動目的が本市の掲げる登録要件と合致しているのか、一見して分かりづらい団体があった。

男女共同参画社会の実現に向けた様々な取組を推進するために、幅広い市民活動を支援することは一定理解できるが、施設を優先的に利用できる団体登録に際しては、その登録に疑義が生じないよう明確な要件表示としなければならない。

今後、登録要件の明確化を図るとともに、登録団体の活動の見える化等、団体活動の一層の支援を図るなど、男女共同参画社会の推進に努めるよう要望する。

#### ○人権政策課が所管する備品等の管理について

人権政策課ではこれまで編集・発行してきた書籍を販売しているが、枚方市物品管理規則に定められている売払い状況の記録や、物品出納員への報告がされておらず、在庫管理が適切に行われていなかった。また、人権啓発事業に必要なビデオ等の備品を購入してきたが、使用に耐えなくなった備品が適切に処理されずに保管されていた。

今後、販売用書籍については同規則に基づいた適切な管理を行うとともに、長年販売実績がない書籍の取扱い等について有効活用を図るよう要望する。また、使用に耐えなくなった備品については、廃棄等も含め適切に処理を行うよう要望する。

#### [市民活動課]

#### ○住民自治の振興に関する事務について

市民活動課では、地域コミュニティや自治会活動の支援の一環として、各種補助金の交付に係る事務を行っているが、誤った決裁根拠により事務処理を行っている事例が見受けられた。

今後は、事務決裁規程等を十分確認の上、適正な事務処理を行うよう要望する。

なお、校区コミュニティ補助金の実績報告については、申請、確認ともに多くの時間を要していることから、現行の補助金交付事務を継続しつつ、より効率的な事務執行に向けた仕組みづくりについても検討するよう要望する。

#### ○NPOやその他の市民団体の主体的な活動の支援について

市民活動課では、NPOやその他の市民団体の主体的な活動の支援や活動の場の提供、NPO法人の設立の認証等に関する事務及びNPO活動の支援として枚方市NPO活動応援基金を原資としたNPO活動応援基金補助事業補助金の交付、活動の場の提供としてサプリ村野NPOセンターの管理運営を行っている。令和5年度にNPO活動応援基金補助事業補助金の交付を受けていた団体のうち、一団体において特定非営利活動促進法第29条に基づく事業報告書等の提出が期限までになされておらず、督促状で提出を促しても応じていない団体があった。法を遵守できない団体に対して市民等の貴重な財源を原資とする補助金を交付することに、市民の理解は得られにくいと考える。早急に、同法に基づく手続がなされるよう団体に対する指導を行うとともに、市民等の理解が十分得られるような補助金交付のあり方について検討するよう要望する。

#### [秘書課]

特に指摘すべき事項はなかった。